

(A-7-0-338)



日緬條約締結ニ關スル件

昭和十八 六 三

一、獨立ニ際シ日緬兩國ハ大東亞戦争完遂ノ爲軍事上、政治上、經濟上完全ナル協力ヲ爲スモノナル旨ノ盟約ヲ締結シ、<sup>本</sup>同盟條約ヲ締結ス

要綱案別紙通

右同盟條約ニ於テ特ニ共同ノ戦争目的ヲ明示ス

二、獨立ニ際シ緬甸側ト協議決定ヲ要スル具體的事項ニ付テハ大使ト緬甸政府當局トノ間ニ往復スル外交書翰及現地軍司令官ト緬甸政府當局トノ間ノ軍事取極ニ依ルカ又ハ事實上ノ協議ニ依リ之ヲ定

密2102 (日本標準局略 50)

B 1.7.0.0 - 40

248

大東亜省

「ニューギニア」 「チモール」  
「グアム」 「ウェイク」 「ソロモン」 其他諸島嶼  
帝國領土 英米  
「イタナシア」 蘭  
聯邦  
但シ相當期間後見地域タル自治邦トス

大東亜省

密2102 (日本標準局略 50)

B 1.7.0.0 - 46

247

極  
秘

戰爭完遂ニ關スル日緬同盟條約(案)

日緬兩國政府ハ東亞ノ禍亂ヲ釀成助長セシメテ遂ニ今次戰爭ヲ不可  
避ナラシメタル米國及英國ニ對シ不動ノ決意ヲ以テ共同ノ戰爭ヲ完  
遂シ以テ速ニ人類ニ對スル戰禍ノ波及擴大ヲ停止セシメ惹テ東亞ニ  
於ケル平和ヲ合理的基礎ノ下ニ恒久的ニ確立維持セムコトヲ目的ト  
シ左ノ通り協定セリ

第一條

日緬兩國ハ相互ニ悠久ナル國家ノ存立發展ヲ尊重スル基礎ニ於テ兩  
國間ニ同盟ヲ設定ス

大東亞省

第二條

緬甸國ハ日本國カ現ニ從事スル東亞ニ於ケル道義ニ基ク新秩序建設  
ノ爲ノ戰爭ノ完遂カ兩國共同ノ最高目的タルニ鑑ミ之ヲ爲凡有ル政  
治的、經濟的及軍事的協力ヲ爲スヘシ

第三條

第二條ノ實施細目ハ兩國間ノ權限アル官憲間ニ協議決定カララルヘシ

第四條

兩國ハ相互ノ完全ナル了解ニ依ルニ非レハ睦和ヲ爲ササルヘキコト  
ヲ約ス

第五條

大東亞省

本條約ハ署名ト同時ニ實施セラルヘク且共同戰爭完遂ニ至ル迄有效トス

スイアチイノイノ用度送付手続 地見所詳

大東亞省

第2102 (日本標準規格 第8)

1.70.0-46

251

# 極秘

## 日緬基本關係ニ關スル條約(案)

日緬兩國政府ハ共同戰爭完遂後東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設スル爲ノ核心トシテ不可缺ノ要件タルヘキ兩國間ノ恒久且基本的關係ヲ律スル爲左ノ通り協定セリ

- 第一條 兩國政府ハ兩國間ノ恒久且緊密ナル關係カ相互ニ國家ノ悠久ナル存立發展ノ爲ノ基礎タルコトヲ確信シ政治、經濟、文化等各般ニ亘リ緊密ニ協力ス
- 第二條 日本國政府ハ共同戰爭完結後直チニ緬甸國ニ派遣セラレタル日本國軍隊ヲ撤兵ス

大東亞省

第2102 (日本標準規格 第8)

1.70.0-46

252

極秘

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ特命全權大使ヲ派遣駐在セシム  
二、帝國ノ對緬甸策ハ軍事ニ關シテハ駐緬陸海軍最高指揮官、其ノ他  
ニ關シテハ駐緬全權大使ヲ選シテ之ヲ行ヒ重要ナル事項ハ中央ニ  
於テ之ヲ決定ス

但シ當分ノ間現地ニ於ケル對緬施策ノ實施ニ付テハ重要  
事項ニ關シテ特ニ大本營政府連絡會議ニ於テ擔任區分ヲ定メタルモ  
ノヲ除キ駐緬帝國陸海軍最高指揮官統轄シテ之ヲ行フモノトス此ノ  
場合ニ於テモ緬甸國政府トノ接觸面ニハ軍事ニ關スルモノヲ除キ

重要事項

大東亞省

(號2102) (日本領事院印 119)

努メテ大使ヲシテ之ニ當ラシメ獨立ノ政略的効果ヲ大ナラシムル  
如ク措置ス  
大使ハ其ノ施策實施ニ當リテハ豫メ駐緬陸海軍最高指揮官ト緊密ニ  
連絡スルモノトス

大東亞省  
駐緬甸全權大使  
駐緬陸海軍最高指揮官

大東亞省

(號2102) (日本領事院印 119)

(乙 案)

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任特命全權大使ヲ派遣駐劄セシム  
 二、帝國ノ對緬甸策ハ軍事ニ關シテハ駐緬陸海軍最高指揮官、其ノ他  
 ニ關シテハ駐紮全權大使ヲ通シテ之ヲ行フコトトシ重要ナル事項  
 ハ中央ニ於テ之ヲ決定ス  
 但シ當分ノ間現地ニ於ケル對緬施策ノ實施ニ付テハ作戰用兵ニ關  
 スル事項以外ノ事項ニシテ特ニ中央ニ於テ適當區分ヲ定メタルモ  
 ノハ外凡テ駐緬帝國陸軍最高指揮官統轄シテ之ヲ行フモノトス此  
 ノ場合ニ於テモ緬甸國政府トノ接觸面ニハ軍事ニ關スルモノヲ除

大東亞官

クノ外努メテ大使ヲシテ之ニ當ラシメ獨立ノ政略的效果ヲ大ナラ  
 シムル如ク措置ス  
 大使ハ其ノ施策實施ニ當リテハ豫メ駐緬陸軍最高指揮官ト緊密ニ  
 連絡スルモノトス

大東亞官



(丙 案)

一、帝國ハ極力對シ專任ノ全權大使ヲ派遣駐劄セシム  
二、帝國ノ對俄施策中重要ナル事項ハ中央ニ於テ決定シ軍事ニ關シテ  
ハ駐紮陸海軍最高指揮官、其ノ他ニ關シテハ駐紮全權大使ヲ迪シ  
之ヲ行フ

但シ當分ノ間現地ニ於ケル對俄施策ノ實施ニ行テハ作戰及用兵ニ  
關聯スル事項ハ駐紮陸海軍最高指揮官、其ノ他ノ事項ハ駐紮陸海軍  
最高指揮官ト隊メ緊密ナル連絡ノ上駐紮全權大使之ヲ行フ本則ト  
スルモ總領事政府トノ接觸面ニハ努メテ大使ヲシテ之ニ當ラシメ

大東亞省

(第2102)(日本標準時日付)

獨立ノ政略的効果ヲ大ナラシムル如ク措置ス  
作戦用兵ニ關スル事項ノ範圍ハ駐紮陸海軍最高指揮官統轄ノ下ニ之  
カ區分ヲ定ム

大東亞省

(第2102)(日本標準時日付)

(丁) 英

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ特命全權大使ヲ派遣駐在セシム  
 二、帝國ノ封疆政策ハ軍事ニ關シテハ駐緬陸海軍取高指揮官具ノ他ニ  
 關シテハ駐緬大使ヲ通シテ之ヲ行ヒ重要ナル事項ハ中央ニ於テ之  
 ヲ決定ス

但シ萬分ノ間境域ニ於ケル對緬政策ハ駐緬帝國陸軍取高指揮官統  
 轄シテ之ヲ行フコトトスルモ作戰用兵ニ斷斷セザル事項ハ駐緬帝  
 國陸軍取高指揮官ト緊密ナル連絡ノ下ニ努メテ大使ヲシテ之ヲ權  
 任セシムル如ク措置スルト共ニ特ニ緬甸國政府トノ接觸面ニハ大

大東亞省 用投信用公債 勸業局特

(第2102) (日本領事長官 115)

大東亞省

使ヲシテ之ニ當ラシメ獨立ノ政略的効果ヲ大ナラシムル如ク措置  
 スルモノトス

大東亞省 用投信用公債 勸業局特

(第2102) (日本領事長官 115)

大東亞省

陸 軍 案

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ特命全權大使ヲ派遣駐劄セシム  
 二、帝國ノ對緬指導ハ軍事ニ關シテハ駐緬陸海軍最高指揮官、其他ニ  
 關シテハ駐緬全權大使ヲ通シテ行フ  
 但シ當分ノ間現地ニ於ケル對緬指導ハ駐緬帝國陸軍最高指揮官統  
 轄シテ之ヲ行フ

甲 案

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ特命全權大使ヲ派遣駐在セシム  
 二、帝國ノ對緬施策中重要ナル事項ハ中央ニ於テ決定シ軍事ニ關シテ  
 ハ駐緬陸海軍最高指揮官、其ノ他ニ關シテハ駐緬全權大使ヲ通シ  
 テ之ヲ行フ  
 但シ當分ノ間現地ニ於ケル對緬施策ノ實施ハ特ニ中央ニ於テ擔任  
 區分ヲ定メラレタルモノヲ除キ駐緬帝國陸軍最高指揮官ノ統轄ノ  
 下ニ擔當部門ヲ定メ一元的ニ之ヲ行フモノトシ此ノ場合ニ於テモ  
 緬甸國政府トノ接觸面ニハ軍事ニ關スル(作戰用兵ニ關スル)モ



ノヲ除クノ外努メテ大使ヲシテ之ニ當ラシメ獨立ノ政略的效果ヲ  
大ナラシムル如ク措置ス之カ爲大使ハ事實上駐緬陸海軍最高指揮  
官ノ最高顧問ヲ兼ヌルモノトス

乙 案

一 帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ特命全權大使ヲ派遣駐在セシム  
二 帝國ノ對緬施策中重要ナル事項ハ中央ニ於テ決定シ軍事ニ關シテ  
ハ駐緬陸海軍最高指揮官其ノ他ニ關シテハ駐緬大使ヲ通シテ之ヲ  
行フ

但シ當分ノ開現地ニ於ケル對緬施策ノ實施ハ駐緬帝國陸海軍最高  
指揮官統轄シテ之ヲ行フコトトスルモ緬甸國政府トノ接觸面ニハ  
軍事ニ關スル(作戰用兵ニ關スル)モノヲ除クノ外努メテ大使ヲ  
シテ之ニ當ラシメ獨立ノ政略的效果ヲ大ナラシムル如ク措置スル

(W82102) (日本国領事館 115)



丙 案

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ全權大使ヲ派遣駐劄セシム  
 二、帝國ノ對緬甸政策中重要ナル事項ハ中央ニ於テ決定シ軍事ニ關シテ  
 ハ駐緬陸海軍最高指揮官、其ノ他ニ關シテハ駐緬全權大使ヲ選シ  
 之ヲ行フ

但シ當分ノ關係地ニ於ケル對緬甸政策ハ作戰及用兵ニ關聯スル事項  
 ハ駐緬陸海軍最高指揮官、其ノ他ノ事項ハ駐緬陸海軍最高指揮官  
 ト協議ノ上駐緬全權大使之ヲ行フヲ本則トスルモ緬甸國政府トノ  
 接觸面ニハ努メテ大使ヲ當ラシメ獨立ノ政略的效果ヲ大ナラシム

(W82102) (日本国領事館 115)

(分類 A7009-39-1)

照 合 票

第 一 号

昭和 年 月 日

発 信 者

受 信 者

件 名

大东亚政略指導大綱(案)  
(日緬同盟條約案)

原書は左記に在り

記

A門7類0項0目912号

ル如ク措置ス  
作戦用兵ニ關スル事項ノ範圍ハ駐緬陸軍最高指揮官統轄ノ下ニ之  
カ區分ヲ定ム

大 東 亞 指 導

(表紙210Z) (日本貯蓄銀行 100)

(分類 A7009-39-1)

照合票

第 号

昭和 年 月 日

発信者

受信者

件

大東亞政略指導大綱(案)  
(日緬同盟條約案)

原書は左記に在り

記

A門7類0項0目9152号

ル如ク措置ス  
作戦用兵ニ關スル事項ノ範圍ハ駐緬陸軍最高指揮官統轄ノ下ニ之  
カ區分ヲ定ム

昭2102

國家機密

昭和十八 六 五

日緬間條約締結ニ關スル件

一 獨立ト共ニ締結スルキ日緬間ノ正式條約ハ別紙案ノ趣旨ニ依ル間  
開條約ノミニ止ム

二 帝國軍隊ノ爲ノ便宜供與、施設等ノ擔任、戰時ニ於ケル在緬帝國  
陸海軍最高指揮官ノ緬甸國軍ニ對スル指揮權等作戰用兵ニ關スル  
事項ニ付テハ在緬帝國陸海軍最高指揮官ノ締結スヘキ軍事協定ニ  
依ル

三 前條ノ事項ニ付テハ勢メテ事實上ノ損害賠償ニ依リ正式取償ノ形  
式ハ之ヲ避ク

國家機密

昭和十八 六 五

日本國緬甸國間開條約案

大日本帝國政府及

緬甸國政府ハ

大東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設シ茲テ世界全般ノ公正ナル新  
秩序ノ到来ニ貢獻セシコトヲ期シ  
之カ障礙タル一切ノ禍根ヲ排除スルノ端乎不拔ノ決意ヲ以テ左ノ議  
協定セリ

第一條

兩國政府ハ大東亞戰爭完遂ノ爲軍事上、政治上及經濟上完全ナル協  
力ヲ爲スヘシ

第二條

兩國政府ハ大東亞建設ノ爲必要ナル事項ニ付隔意ナキ協議ヲ行フ爲  
關係各國ト共ニ定期又ハ隨時ニ會議ヲ開クヘシ

第三條

本條約ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル具體的事項ニ關シテハ所要ニ應  
ジ兩國當該官憲間ニ協議決定セラルヘシ

第四條

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラルヘシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名  
嗣印セリ

昭和 年 月 日即チ 月 日 於テ日本文及  
ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

緬甸獨立ニ關スル日緬條約締結要領(案)

(昭一八、六、五)

一 立案ノ趣旨

(一) 獨立指導要綱ハニ基キ獨立ト共ニ締結スヘキ日緬間ノ條約ハ必要ノ最少限度ニ止ム

(二) 右條約ハ我方ノ獨立承認ノ意思表示、戰爭完遂ノ爲ノ協力及戰後ノ協力關係ヲ裨スル單一ノ「條約」タラシメ附屬協定ヲ設ケ

ス

(三) 右條約ハ對等ノ同盟條約ノ形式トス

ニ 構成及要旨

(一) 前文

第一項ニ於テ帝國政府ノ緬甸承認ノ意思表示ヲ爲ス

第二項ニ於テ大東亞ノ安寧確保及維護ニ關スル協力關係ヲ我邦シ之カ障礙ヲ排除スルノ決意ヲ表示ス

極  
秘

三 註文

(一) 大東亞戰爭遂行ノ爲ノ軍事上、政治上及經濟上ノ有ラユル協力ニ

關スル規定

(二) 軍事行動繼續中日本軍ノ軍事の措置許容等ニ關スル規定

平和克復シタル場合ノ日本軍ノ撤去ニ關スル規定

(三) 大東亞國際機關設置ノ規定ニ關スル規定

(必要ナル協力措置ヲ審議スル爲大東亞地域各國代表者ト共ニ定期又ハ臨時會合ヲ行フヘキ旨ノ規定)

(四) 條約實施ノ期日及有効期限ニ關スル規定

(五) 條約案ノ指導要綱(及要領)トノ關係

本條約案ノ指導要綱(及要領)トノ關係  
根本的範圍トシテ本條約ハ前記ノ如ク同業、平等、公開のトナ  
ス關係上指導要綱中ノ事項ヲ本條約ヲ以テ大キク包括的ニ規定シ  
實際的範圍ハ事實上ノ指導、緬甸側ノ法則、國際約定ノ形式ニ依  
ラザル外交文書ノ往復等ニ依リ實現スルモノトス

尙爲念主ナル事項ニ付説明スレハ左ノ如ク

〔外交上ノ提携（要綱第一二）

政治上ノ協力ニ關スル規定及大東亞防衛機構ニ關スル規定ニ

依ル

〔軍事上ノ自由行動及協力（要綱第一三）

軍事上ノ協力ニ關スル規定ニ依ル（必要ニ辨シ軍事協定ヲ締結

ス）

〔經濟、金融、交通通信、交易等ニ關スル協力（要綱一五、一六

一八、一九）

經濟上ノ協力ニ關スル規定ニ依ル

交通通信等ニ關スル事項ニ付テハ軍事上ノ協力ニ關スル規定ニ

依ル場合多カルベシ

同級間ニ關スル事項（要綱第八）

事實上ノ指導又ハ編制訓練等ニ依ル

陸軍案

一、帝國ハ編制ニ對シ專任ノ特命全權大使ヲ派遣駐節セシム

二、帝國ノ對稱指導ハ軍事ニ關シテハ駐節陸海軍最高指揮官、其他ニ

關シテハ駐節全權大使ヲ通シテ行フ

但シ當分ノ間現地ニ於ケル對稱指導ハ駐節帝國陸軍最高指揮官統

轄シテ之ヲ行フ